

件名	愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例等の一部を改正する条例	
主管課	障害福祉課	
根拠法令等	A 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成24年 9月24日公布・平成24年10月1日施行） B 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を 改正する省令（平成24年9月13日公布・平成25年4月1日施行）	
【改正の概要】		
標記省令により、平成24年9月議会で制定した（2）記載の各条例の基準省令が改正されたこ と等に伴う規定整備		
（1）条例改正の動機		
①上記根拠法令等Aによる基準省令の改正によるもの 事業所の定員遵守の義務の例外事由の例示として、「虐待」を追加する 等		
②上記根拠法令等Bによる基準省令の改正によるもの 基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準の新設		
③障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10 号）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）並びに基準省令の題名 改正 障害者自立支援法 ⇒ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
（2）改正の対象となる条例		
	条 例 名	改正動機
第1条	愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①・②・③
第2条	愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①
第3条	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①・③
第4条	愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①・③
第5条	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	①・③
第6条	愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	①
第7条	愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	①
第8条	愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	①・③
施行日	平成25年4月1日	
【その他参考事項】		
（1）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の目的 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を 防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待を受けた障害 者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定め、障害者虐待の防止等に関する施策を促進し、も って障害者の権利利益の擁護に資するもの。		
（2）基準該当通所支援の事業とは（第1条関係） 指定通所支援には該当しないが、県の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たすと市町 村が認める障害児通所支援の事業。		